

平成29年度指定介護予防支援事業所指導の実施結果について

1 実施目的

地域包括支援センター(以下「センター」という。)が指定介護予防支援事業所として実施する事業について、介護保険法第 23 条に基づき、指定基準遵守状況、介護報酬請求状況、介護予防ケアマネジメント実施状況を現地で確認し、必要に応じ指導することにより、介護予防ケアマネジメントの質の向上及び介護給付の適正化を図ることを目的とする。

2 実施日程等

○実施期間:平成29年9月20日～平成29年10月27日

○対象事業所数:計17センター

・前年度実地指導未実施の事業所のうち「原則3年に1度」行うべきものとして選定した事業所 (17か所)

3 実施方法

事前に介護予防サービス計画書等の提出を受け、それをもとに介護予防ケアマネジメントの実施状況について確認するとともに、プラン作成者には介護予防支援の具体的な取扱方針を基に作成した自己評価表を用いてのプランの評価を依頼し、当日、その結果に基づきヒアリングを行った。

上記に加え、運営状況や掲示物の現地確認、事前提出以外の利用者や委託している利用者に係る介護予防サービス計画等の抽出を行い、運営基準全般の遵守状況について確認を行った。

指 導 項 目	
1 基本方針	① サービス事業所を公平中立に選定しているか
2 人員に関する基準	① 人員基準が遵守されているか
3 運営に関する基準	① 管理者としての責務を果たしているか
	② 運営規程は基準を満たした適切な内容であるか
	③ 必要な掲示はされているか
	④ 業務上の守秘義務や個人情報の取扱いは適切か
	⑤ 利用者が正当な理由なしに要支援の程度を増進させたり、不当な行為によって保険給付を受けたりしているのを確認した場合、遅滞なく市に通知しているか
	⑥ 要支援認定に係る支援を行っているか
	⑦ 利用者からの苦情に適切に対応しているか

4 介護予防ケアマネジメントの実施状況	① ケアマネジメント業務を適切に実施しているか
	② 委託した居宅介護支援事業者に対し、ケアマネジメント業務を適切に実施させているか
5 介護報酬の算定	① 給付管理を適正に実施しているか
	② 介護報酬を適正に算定しているか

4 指導結果

(1) 総括

全体としては、概ね適正に事業運営がなされていた。
 運営状況が不適切である場合で、その内容が軽微だった事業所については、その場で口頭指導を行った。なお、1事業所については、「介護予防ケアマネジメントの実施状況」に関して不適切な状況が確認されたことから、文書指摘を行う予定。

(2) 各指導項目の実施状況

主な指摘内容は以下のとおり。

確認事項	指摘内容
基本方針	・概ね適切に実施されていた。
人員に対する基準	・概ね適切に配置されていた。
運営に関する基準	・概ね適切に運営されていたが、基準で掲示が求められている運営規程等が、来所した利用者から見えにくい位置にある事業所があったので口頭にて指導した。
介護予防ケアマネジメントの実施状況	・概ね適切に行われていたが、休職中の職員が担当している利用者に対する「モニタリング」が、適切に実施されていない事業所があったので、基準に基づき改善を指導した。(文書指摘予定) ・介護予防福祉用具の軽度者への例外給付の取扱いについて、その判断基準が不明確な事業所があったので、口頭にて改善を指導した。
介護報酬の算定	・概ね適切に実施されていた。

5 今後の対応

実地指導を実施した17事業所に対して指導結果を通知し、改善を要する事項については、文書による報告を求めた上、改善状況を確認する。